

一般社団法人日本舌側矯正歯科学会 理事, 監事選挙に関する細則

第1条

理事, 監事の選出について一般社団法人日本舌側矯正歯科学会の定款に定めてあることのほかに、この細則に従う。

第2条

理事(定数31名), 監事(定数2名)選挙を実施することとする。選挙権者は選挙告示日において会員歴3年以上の全正会員とする。

第3条

1. 理事, 監事選挙立候補者の被選挙権は選挙告示日において会員歴が継続して5年以上の正会員に限り, それぞれ立候補趣意書および第3条2に記す推薦者の氏名を選挙管理委員会に提出しなければならない。
2. 推薦者として, 立候補者は選挙告示日において会員歴が継続して5年以上の正会員3名の氏名を届け出なければならない。
3. 理事, 監事選挙は理事, 監事定数に対する記号式連記無記名投票とし, 定数までの上位得票者が当選者となる。

第4条

理事, 監事当選者は次回の社員総会において, 定款に沿って承認を得る。

第5条

社員総会で承認を得た新理事会において, 理事互選によって理事長を選出する。

第6条

本会に、選挙管理委員会を置き, 選挙を管理, そして行うものとする。

1. 選挙管理委員会は, 委員2名、予備委員1名で構成される。
2. 委員および予備委員は、理事会が委嘱し、理事会の承認を得て決定される。
3. 委員内の1名を委員長とし、委員の互選により決める。
4. 委員および予備委員は、理事, 監事を兼務出来ない。
5. 委員および予備委員の任期は2年とし、理事, 監事の任期と一致させない。

6. 委員に支障が生じた場合は、予備委員が職務を行う。予備委員は必要に応じて委員長が指名する。

7. 委員および予備委員は、立候補者の推薦を行えない。

第7条

選挙を行うときは、理事会がその期日の60日前までに選挙の詳細を有権者に通知し、選挙管理委員会に選挙事務を委託する。

第8条

立候補予定者は、選挙の40日前までに、選挙管理委員会に所定の立候補届けを提出する。

第9条

選挙管理委員会は、選挙の日の20日前までに、立候補の状況を全有権者に通知をする。

第10条

立候補者数が定数と等しいときは、選挙を省略し立候補者を当選者とする。
また定数に満たないときには、理事会の推薦などの別段の方法を採用することとする。

第11条

この規定の改定は、理事会の決議を必要とする。

*本細則は2018年7月12日より施行する